

三好医院老人デイケアセンター運営規定

指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

第1条 医療法人泰山会 三好医院（以下「三好医院老人デイケアセンター」という）が実施する指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」「要支援者」という）に対し、適正な指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 1 三好医院老人デイケアセンターが実施する指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの従業者は、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し計画に行う。
- 3 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り総合的なサービスに努めるものとする。

（名称及び所在地）

第4条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 三好医院老人デイケアセンター
- (2) 所在地 大分市大字森町 534 番地の 10

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 医師兼管理者 1 名（常勤）

医師は、指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の策定を従業者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。

(2) 専従する従業者

- ・ 理学療法士 1名以上（非常勤）
- ・ 看護師 1名（常勤）
- ・ 介護職員 2名以上（常勤）2名以上（非常勤）

従業者は、指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供する。

従業者のうち医療や福祉関係の資格を持っていないものは認知症介護基礎研修を行うものとする
（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、年末年始 12月31日から1月3日は除く。

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時30分

ただし、サービス提供時間を午前9時00分から午後3時30分までとし、それ以外を送迎等の業務のみにあてる。

(3) 電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

- ・ 午前8時00分から午後5時30分までは、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション担当員及び専従する従業者により対応する。
- ・ 午後5時30分から午前8時00分までは、三好医院の病棟の職員により対応する。

（指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用定員）

第7条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの1日の利用定員は1単位25とする。

（指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容）

第8条 1 実施する指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは次の通りとする。

- ・ 6時間以上7時間未満の通常規模の指定通所リハビリテーション
- ・ 居宅と指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション間の送迎
- ・ 昼食の提供

2 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要介護者に対する心身の機能の維持・回復を図るため、医師等の従業者が共同して作成したリハビリテーション計画に基づき、下記(1)を目的とし、(2)の訓練等を行う。

(1) 目的

- ・ ADLの維持・向上
- ・ QOLの維持・向上
- ・ 精神状態の維持・改善
- ・ 社会性の維持・向上
- ・ ねたきり防止
- ・ その他、利用者の状態の改善

(2) 訓練等

- ・ 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練
- ・ 自助具適用・使用訓練
- ・ 理学療法全般（運動療法・物理療法・ADL 訓練・家事動作訓練・歩行訓練
巧緻動作訓練・基本動作訓練等）
- ・ 作業療法全般（ADL 訓練）
- ・ 言語聴覚療法全般
- ・ 利用者の心身の機能の維持・回復を図る計画な介護の提供
- ・ 居宅生活への助言・指導（ホームエクササイズ・介護技術・住宅改装・介護用品紹介等）

（通常の事業の実施範囲）

第 9 条 通常の事業の実施範囲として、下記の地域に関して送迎対応を行う。ただし、家族送迎による利用にあたっては、この限りではない。

- ・ 実施地域 大分市内

（利用料その他の費用の額）

第 10 条

- 1 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める以下の基準によるものとし、指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その 1 割又は 2 割又は 3 割の額を利用者負担とする。

2 食費 550 円

3 おむつ代 実費

- 4 趣味教養活動に係る材料費は、利用者又は家族の同意が得られたものに限り徴収する。

- 5 その他、行事等で係る費用の徴収が必要になった場合は、利用者又は家族の同意が得られたものに限り徴収する。

前 2 項の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から同意を得るものとする。

また、金額の変更を行う場合も同様とする

（サービス利用にあたっての留意事項）

第 11 条

- 1 サービス利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- 2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載された事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
- 3 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
- 4 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には三好厚子、泰山会理事を充て、火元責任者には防火管理区域の所属長を充てる。
- (2) 従業者は火災危険防止のため、始業時・終業時に自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。
- (4) 非常災害設備は常に有効に機能するよう保持に努める。
- (5) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
 - ・ 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年1回以上
 - ・ 利用者を含めた総合訓練 年1回以上
 - ・ 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- (7) その他の災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

第13条

1 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ・ 採用時研修 採用後1ヶ月間
- ・ 虐待防止に関する研修 年2回
- ・ 認知症ケアに関する研修 年1回
- ・ 感染症に関する研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの情報を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理に関する事項)

第14条

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口

担当者 安達 洋美

2 苦情処理するための処理体制、手順

- ・ 苦情があった場合は、直ちに担当者が相手方に詳しい事情を聞くとともに、職員に対するものである時は当事者からも事情を確認する。
- ・ 担当者が必要があると判断した場合は、職員全体で検討会議を行う。
- ・ 検討の結果、早急に具体的な対応をするとともに記録をのこし再発防止に努める。

(虐待防止に関する事項)

第15条

1 虐待に関する相談窓口

担当者 安達 洋美

2 虐待防止の処理体制

- ・利用者の保護安全の確保に努め虐待のサインを逃さないように常に本人、家族、職員の状況を観察し、早期発見に努める。
- ・虐待の疑いがある場合関係機関などとの一元化を図る。
- ・具体的な調査を行い、関係機関との会議を開き利用者の安全確保と人権擁護に努める

3 事業者は、利用者の人権擁護・虐待などの防止のための次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施 年2回

(2) 虐待に関する委員会を設置し定期的に開催する 年2回

(業務計画の策定などについて)

第16条

- ・事業者は感染症、非常災害発生時のサービスの継続及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じることとする
- ・感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）を作成する
- ・従業者は計画内容について周知する
- ・業務継続計画の内容に基づき訓練を実施する 年1回
- ・業務継続計画の見直しを行う 年1回

(衛生管理などについて)

第17条

- ・事業者は感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を講じることとする。
- ・感染症、食中毒の予防及び蔓延の防止のための委員会を設置、開催する。
(6か月に1回)
- ・必要に応じて衛生管理について保健所の助言、指導を密接な連携をはかることとする

(附則)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

以下余白。